

## 2015年 規制動向のまとめ

投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2015年度は、人民元 SDR 入り、5度に亘る利下げ、金利自由化と様々な金融改革が進められた1年でしたが、今回はこの1年間に発行した実務・制度ニュースレターをご紹介します。2015年の規制動向・イベントを振り返ります。

### 1. 2015年の主な規制・イベント

2015年も多くの通達・法令が公布・施行されました。規制の緩和、強化双方の動きがありましたが、その中でも、事前審査を廃止し事後管理とする行政手続きの簡素化が顕著に進められました。特に企業所得税の多くの優遇項目について事前備案(届出)が不要となりました。

自由貿易区の開放が進んだ1年でもありました。自貿区における様々な措置が試行されるとともに、新たな自貿区として、天津・広東・福建が加わり、上海自貿区のエリア拡大も実施されました。

また、外貨資本金の自由元転の許容、人民元クロスボーダープーリングの要件緩和など、従来の規定からの大きな変化もありました。

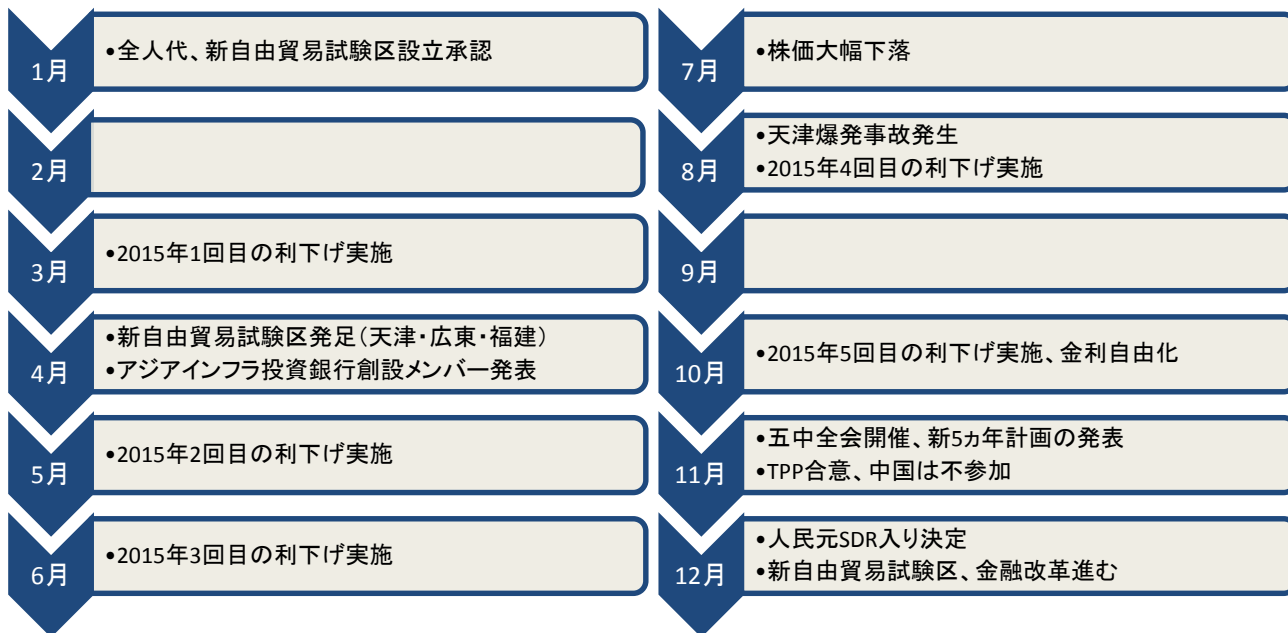
### 【図表1 2015年 当行発行の実務・制度ニュースレター】

期数	内容	区分
119	全国統一の不動産登記制度を導入、不動産取引の透明化へ	その他
120	広東・天津・福建での自貿区区域が判明、上海自貿区も範囲拡大へ	自貿区
121	上海自貿区にて自動車の並行輸入が解禁	自貿区
122	委託貸付の資金原資・使途の管理厳格化か	資金調達
123	特殊性税務処理の適用条件緩和	税務
124	外国人のビザ条件が細分化	その他
125	上海自貿試験区の一部措置が全国展開	自貿区
126	上海自貿試験区企業のオフショアローン調達が資本金の2倍まで可能に	自貿区
127	外貨管理局の外貨登記審査事項が銀行で取扱可能に	その他
128	大連市で新たな外債管理方式が開始、外債枠が純資産の2倍に	資金調達
129	天津市におけるファイナンスリース業発展にむけた促進策	その他
130	中国課税財産を間接譲渡する際の課税条件が明確化	税務
131	預金保険制度導入、50万人民元まで保護	その他

132	外貨資本金の自由元転が全国で可能に	外貨管理
133	自貿区の新たなネガティブリスト公布 対象項目の削減が進む	自貿区
134	上海自貿区の範囲拡大	自貿区
135	天津市で自由貿易試験区が発足	自貿区
136	広東省で自由貿易試験区が発足	自貿区
137	福建省で自由貿易試験区が発足	自貿区
138	新設自貿区における外商投資も許可制から備案制へ	自貿区
139	国家安全に影響を与えうる外商投資についての規定	その他
140	銀行カード決済業務への外資参入が可能に	その他
141	通関のペーパーレス化改革の一環として輸出税還付伝票を電子化	税務
142	税収等の優遇政策禁止の緩和がなされる	税務
143	外貨資金集中運営管理が一部緩和、外債枠に比例自律管理が追加される	その他
144	青島・昆山・厦門・泉州・南沙・横琴で新たな人民元外債管理が開始	資金調達
145	特殊性税務処理が事前承認から年度申告・事後管理へ	税務
146	人民元クロスボーダープーリングの適用要件緩和	その他
147	「三証合一」による企業新設・変更登記の手続き簡素化が進展	その他
148	小型薄利企業の所得税優遇政策を拡大	税務
149	上海における特殊性税務処理業務の手続き明確化へ	税務
150	銀聯カードによる域外における外貨現金引出の規制強化へ	その他
151	上海自貿試験区における更なる金融改革の方向性が示される	自貿区
152	企業所得税優遇の手続きが年度申告・事後管理へ	税務
153	天津自由貿易試験区 金融改革指導意見	自貿区
154	広東自由貿易試験区 金融改革指導意見	自貿区
155	福建自由貿易試験区 金融改革指導意見	自貿区
156	上海自由貿易試験区 外貨管理規制改革がさらに進む	自貿区
157	天津自由貿易試験区 外貨管理改革 実施細則	自貿区
158	広東自由貿易試験区 外貨管理改革 実施細則	自貿区
159	福建自由貿易試験区 外貨管理改革 実施細則	自貿区

2015年は、株価の乱高下・複数回にわたる利下げ・新5ヵ年計画の発表・金利の自由化等、国内経済・金融面でも大きな動きが複数ありました。年末には、人民元がIMFのSDR(特別引出し権構成通貨)入りを果たし、人民元の国際化を対外的にアピールできた年にもなりました。

【図表2 2015年のイベント振り返り】



## 2. 予想される今後の展開

人民元のSDR入りにより、これまでの金融改革が一定の評価を得たと判断できる一方で、中国国内における経済・金融の自由化は外貨管理を中心に他の先進国比、依然として十分に進んでいるとは言えず、中国も各国と平仄を取りながら更なる改革を推し進めることになるでしょう。行政面では三証合一(営業許可証、税務登記証、組織機構コード証の一本化)に代表される行政手続きの集中、簡素化が進められました。税務面では、事前審査の廃止により、簡素化が進む一方、企業独自の判断で優遇制度の導入を選択する必要があることや、非貿易送金の税務検査が強化されていることなどから、証憑整備の対応が企業に求められます。

引き続き、様々な制度の変化、環境の変化について、タイムリーな情報の発信に努めて参ります。

以上

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 投資銀行部 中国ビジネスソリューション室